

## 身体障害者補助犬の訓練事業者等の現状

【社会参加推進室調べ】

### 1 訓練事業者の推移

	H15.4	H16.4	H16.10	H17.4	H18.3
介助犬	2団体	14団体	20団体	21団体	22団体
聴導犬	1団体	8団体	15団体	17団体	19団体
盲導犬	9団体	9団体	9団体	9団体	9団体
計	12団体	31団体	44団体	47団体	50団体

※訓練事業者数(H18.3)

介助犬のみ	8団体
聴導犬のみ	5団体
介助犬・聴導犬	14団体
盲導犬	9団体
計	36団体

### 2 指定法人数の推移

	H15.4	H16.4	H16.10	H17.4	H18.3
介助犬	—	4団体	5団体	5団体	5団体
聴導犬	—	3団体	5団体	5団体	5団体
盲導犬	9団体	9団体	9団体	9団体	9団体

※盲導犬は、従前から道路交通法により認定制度が存在していたこと等を勘案し、経過措置(法附則第2条)により、当分の間、従来どおり国家公安委員会が指定した法人が認定を行うものとされている。

### 3 補助犬の実働頭数

	H15.4	H16.4	H16.10	H17.4	H18.3
介助犬	34	40	19	28	30
聴導犬	13	17	8	10	11
盲導犬	927(※1)	948(※2)		957(※3)	

※1 H15. 3. 31現在 ※2 H16. 3. 31現在 ※3 H17. 3. 31現在

#### 4 身体障害者補助犬法第16条に基づく認定状況(都道府県別)

H18.3.1現在

都道府県名	介助犬(頭)	聴導犬(頭)	指定都市・中核市(再掲)
北海道	1		
福島県	1		
群馬県	1		
埼玉県	1		
千葉県	2	1	千葉市(介1)
東京都	5	5	
神奈川県	6	2	横浜市(介1)、川崎市(介1)、 横須賀市(介2)、 相模原市(聴1)
福井県	1		
長野県	1		
岐阜県	1		
静岡県	1		静岡市(介1)
愛知県	1		名古屋市(介1)
京都府	2	1	
大阪府	2	1	大阪市(聴1)
兵庫県	1		
奈良県	1		
和歌山県	1		
広島県	1		広島市(介1)
徳島県		1	
合 計	30	11	

(介)介助犬 (聴)聴導犬

## 身体障害者補助犬法の施行状況等について

1 身体障害者補助犬法（以下「法」という。）の施行状況や、関係者の意見及び要望を伺うことを目的に、関係団体へのアンケート及び意見交換等を実施した。

(1) 身体障害者補助犬法に関するアンケートの実施

法の施行状況等を把握するため、指定法人、訓練事業者、自治体を対象にアンケートを実施。（平成17年9月）

集計結果は別添①～③のとおり。

(2) 関係団体からの要望書の受理

法の見直し・改正について、以下の団体から要望書の提出を受けている。

- (財)アイメイト協会
- 身体障害者補助犬法改正対策使用者団体連絡協議会
- 全国盲導犬施設連合会
- 全日本聴導犬育成協会協議会
- 全国補助犬育成事業者会議

(3) 関係団体との意見交換

法の施行に関し、以下の団体との意見交換を実施。（平成17年9月～平成18年2月）

- 身体障害者補助犬法改正対策使用者団体連絡協議会
- 全国盲導犬施設連合会
- 全日本聴導犬育成協会協議会
- 全国補助犬育成事業者会議
- 自治体〔9府県・3指定都市参加〕
- 指定法人〔4団体参加〕
- 全国生活衛生営業指導センター
- (社)全国乗用自動車連合会
- (社)全国宅地建物取引業協会連合会
- (財)日本賃貸住宅管理協会
- (社)日本フードサービス協会
- (株)ローソン

## 2 アンケート及び意見交換等を通じて得た意見・要望

[補助犬に携わる関係者等からの主な意見・要望]

### 使用者

- 職場・学校及び住宅への受け入れ義務化
- 補助犬法に関する問題の救済機関（第三者機関）の設置
- 補助犬受け入れ拒否に対する罰則の検討
- 補助犬法の更なる啓発活動

### 指定法人

- 訓練事業者と指定法人の役割の明確化
- 使用者への教育（使用者の義務、マナー等）
- 自治体職員の補助犬への理解・知識の向上

### 訓練事業者

- 認定基準の明確化
- 認定申請書類の統一
- 指定法人からの情報提供の必要性
- 訓練士の資格化
- 自治体職員の補助犬への理解・知識の向上
- 介助犬・聴導犬の育成事業の全自治体での実施及び拡大
- 使用者及び訓練事業者に対する支援の強化
- 啓発活動の増強（質及び量）
- 補助犬希望者への詳細な情報提供
- 補助犬法に関する問題の救済機関（第三者機関）の設置
- 認定前の補助犬の交通機関、施設等における訓練について

### 都道府県・指定都市

- 認定基準の明確化
- 同伴を拒否出来る要件・範囲の明確化
- 職場・学校及び住宅への受け入れ義務化
- 使用者への教育（使用者の義務、マナー等）
- 訓練士の育成及び技術向上
- 補助犬育成事業における基準単価の提示
- 使用者及び訓練事業者に対する支援の強化
- 介助犬・聴導犬訓練事業（第二種社会福祉事業）の実施基準の明確化
- 啓発活動の増強（質及び量）
- 補助犬受け入れ拒否に対する指導方法・罰則の検討

### 受け入れ事業者

- 補助犬使用者以外の一般の利用客への啓発活動
- 補助犬に関する情報提供の強化（社員教育等への活用）

## 身体障害者補助犬法に関するアンケート集計結果【指定法人】

(平成17年9月 実施)

[対象数]	4団体
[回答数]	4団体

①これまでの補助犬の認定状況(それぞれの件数)をお答え下さい。

(件)

	介助犬	聴導犬
認定申請件数	24	10
継続審査件数	2	0
申請却下件数	0	0
認定件数	22	10

②申請から認定までの平均的な期間について、お答え下さい。

(団体)

	介助犬	聴導犬
1ヶ月未満		
1ヶ月以上2ヶ月未満	3	4
2ヶ月以上半年未満		
半年以上	1	

③補助犬使用者から、健康状態、基本動作などについて定期的に報告を求めていますか。

(団体)

	介助犬	聴導犬
年1回	4	4
年2回		
その他(年 回)		
求めていない		

④認定を行った補助犬について、「適切な行動をとる能力があるか」について、あらためて再検証されたことはありますか。

(団体)

	介助犬	聴導犬
ある	1	1
ない	3	3

※実施頭数

介助犬	聴導犬
1	2

⑤認定にかかる審査委員会は年間どれぐらい開催していますか。

	(団体)		※H16年度開催回数	
	介助犬	聴導犬	介助犬	聴導犬
定期的に開催している	1	1	→ 7	3
不定期な開催である	3	3	→ 7	4

⑥介助犬、聴導犬の認定は、申請を受付けてその審査が行われているところですが、申請から認定までの業務はどのように行っていますか。希望者への対応、訓練事業者との連絡、訓練計画の内容など具体的な方法や流れが分かる書類をご提出下さい。

各団体とも、要綱やフローチャート等の書類を整備し、希望者等と対応している。

⑦補助犬を世間一般に知ってもらうために、どのようなことを行っていますか。

	(件)
ポスター・リーフレット、ステッカー等印刷物の掲示、配布	3
ホームページでの広報	1
セミナー、シンポジウム等の開催	1
セミナー、シンポジウム等へ講師を派遣	2
企業等への協力等	1
自治体広報誌等への掲載	1
テレビ、ラジオ、新聞等への出演、協力等	1
その他	1

⑧身体障害者補助犬法の施行により、補助犬に対する社会の理解は進んだと思いますか。

	(団体)
進んだ	4
以前と変わらない	
以前より悪くなった	
分からない	

⑨認定を行うにあたって悩まれた経験、困られた経験があると思いますが、行政機関、訓練事業者などに対して、意見、要望、今後見直してほしい事項などありましたらご自由にお書き下さい。

(主な意見等)

- 訓練事業者と指定法人の役割の明確化
- 使用者への教育(使用者の義務、マナー等)
- 自治体職員の補助犬への理解・知識の向上

(注意) アンケート結果の数値は、回答内容をそのまま集計したものです。

## 身体障害者補助犬法に関するアンケート集計結果【訓練事業者】

(平成17年9月 実施)

[対象数] 36団体  
[回答数] 30団体

※盲導犬訓練施設については、訓練事業者にかかるアンケートのみ依頼。

①これまでの補助犬の認定状況(それぞれの件数)をお答え下さい。

(件)

	盲導犬	介助犬	聴導犬
認定申請件数	/	30	9
継続審査件数		4	0
申請却下件数		2	0
認定件数		24	9

②申請から認定までの平均的な期間について、お答え下さい。

(団体)

	盲導犬	介助犬	聴導犬
1ヶ月未満	/		
1ヶ月以上2ヶ月未満		3	2
2ヶ月以上半年未満		2	1
半年以上		3	2

③訓練を行った補助犬の使用状況について定期的に調査を行っていますか。

(団体)

	盲導犬	介助犬	聴導犬
年1回	6	2	
年2回		1	
その他 ※	3	5	5
行っていない			

※年3回～12回。使用者からの申請による。等

④訓練を行った補助犬について、定期的な調査等に基づき、あらためて再訓練を行ったことはありますか。実施回数ごとに頭数をお答え下さい。

(頭)

	盲導犬	介助犬	聴導犬
1回実施	5	3	2
2～3回実施	44	2	3
4回以上実施	85	15	4
一度もない	830	2	0

⑤補助犬の所有権についてお聞きします。以下の区分ごとに頭数をお答え下さい。

(頭)

	盲導犬	介助犬	聴導犬
使用者所有	280	13	4
自治体所有	34	2	0
訓練事業者所有	650	14	5
その他 ※	0	2	0

※使用者と自治体の共同所有

⑥補助犬を希望する者又は行政機関からの申し込みがあった場合に、円滑な利用を図るために事業内容及びその方法について説明し、必要に応じて書面を交付していますか。

(団体)

事業内容及び方法の説明は行っているが、書面は交付していない。	2
事業内容及び方法の説明後、書面による契約を交わしている。	22
その他 ※	1

※行政機関からの要請なし

⑦訓練基準に基づく訓練計画は、どのようにして作成していますか。

各団体とも、身体障害者補助犬法施行規則第1条(盲導犬)、第2条(介助犬)及び第3条(聴導犬)、並びに日本盲人社会福祉施設協議会リハビリテーション部会盲導犬委員会が策定した訓練基準等に基づき、訓練計画・スケジュールを作成。

⑧訓練計画の具体的な評価・判定はどのような方法で実施していますか。

各団体とも、評価・判定基準等を作成し、訓練担当者を中心に訓練犬の評価を行っている。

⑨訓練計画の作成にあたって医師、獣医師等専門的な知識を有する者との連携はどのようにしていますか。

(件)

使用者の健康診断・検査等	7
訓練犬の健康管理・検査等	9
職員として雇用	2
嘱託契約	3
訓練評価等への参加	5
講義・指導	6
獣医師会に協力依頼	2
その他	5



⑩補助犬を世間一般に知ってもらうために、どのようなことを行っていますか。

(件)

ポスター・リーフレット、ステッカー等印刷物の掲示、配布	8
ホームページでの広報	7
セミナー、シンポジウム等の開催	19
学校、地域イベント等への参加	22
企業等への協力等	3
テレビ、ラジオ、新聞等への出演、掲載等	4
補助犬に関する質問、相談等の対応	4
使用者と補助犬による社会参加	3
その他	4

⑪補助犬法の施行により、補助犬に対する社会の理解は進んだと思いますか。

(団体)

進んだ	20
以前と変わらない	7
以前より悪くなった	3
分からない	

⑫補助犬を訓練し、認定申請を行うまでには様々な苦労や問題があると思いますが、行政機関、指定法人などに対して、意見、要望、今後見直してほしい事項などありましたらご自由にお書き下さい。

(主な意見等)

- 認定基準の明確化
- 認定申請書類の統一
- 指定法人からの情報提供の必要性
- 訓練士の資格化
- 自治体職員の補助犬への理解・知識の向上
- 介助犬・聴導犬の育成事業の全自治体での実施及び拡大
- 使用者及び訓練事業者に対する支援の強化
- 啓発活動の増強(質及び量)
- 補助犬希望者への詳細な情報提供
- 補助犬法に関する問題の救済機関(第三者機関)の設置
- 認定前の補助犬の交通機関、施設等における訓練について

(注意) アンケート結果の数値は、回答内容をそのまま集計したものです。

# 身体障害者補助犬法に関するアンケート集計結果【自治体】

別添③

(平成17年9月 実施)

[対象数] 61都道府県・指定都市

[回答数] 61都道府県・指定都市

①平成14年10月以降、補助犬育成事業又は県・市の単独補助制度(以下「育成事業等」という。)により、育成費用を助成した頭数(累計)をお答え下さい。

	助成頭数
盲導犬	228
介助犬	13
聴導犬	1

②補助犬を希望する者(以下「補助犬希望者」という。)の把握はどのように行っていますか。

(件)

市町村、福祉事務所等との連携	29
広報誌、ホームページ、新聞等により募集	10
調査等を実施し、把握	2
事業委託先等が実施	8
訓練事業者との連携	9
障害者団体との連携	15
希望者からの連絡・申請により把握	17

③補助犬希望者のうち、育成事業等の助成を待機している方は何人いますか。

(17年8月末現在)

	待機人数
盲導犬	124
介助犬	4
聴導犬	3

④②及び③の状況等も含めて補助犬にかかる育成計画を策定していますか。

	策定している自治体数
盲導犬	4
介助犬	1
聴導犬	2

※策定内容としては、①数値目標を立てる。②交替(リタイ)時期を把握する。

※義務的経費としているため、育成計画は不要としている自治体もある。

⑤補助犬の所有権についてお聞きます。都道府県(指定都市)内で把握されている補助犬について、以下の区分ごとに頭数をお答え下さい。

[盲導犬]	頭数
使用者所有	419
自治体所有	109
訓練事業者所有	396
その他(不明)	32

[介助犬]	頭数
使用者所有	14
自治体所有	0
訓練事業者所有	13
その他(不明)	2

[聴導犬]	頭数
使用者所有	6
自治体所有	0
訓練事業者所有	2
その他(不明)	2

⑥補助犬希望者の申請から貸与又は給付までの平均的な期間について、お答え下さい。

[盲導犬]	自治体数
3ヶ月未満	4
3ヶ月以上半年未満	13
半年以上1年未満	26
1年以上2年未満	9
2年以上	7

[介助犬]	自治体数
3ヶ月未満	1
3ヶ月以上半年未満	3
半年以上1年未満	5
1年以上2年未満	0
2年以上	2

[聴導犬]	自治体数
3ヶ月未満	0
3ヶ月以上半年未満	1
半年以上1年未満	1
1年以上2年未満	0
2年以上	0

⑦訓練事業者の選定はどのようにしていますか。

[盲導犬]	自治体数
補助犬希望者が申請した訓練事業者の適否を検討し選定する	33
訓練事業者をあらかじめ選定しており、補助犬希望者はその中から選定するようにしている	13
その他(1訓練事業者に限定、委託先が決定 等)	15

[介助犬]	自治体数
補助犬希望者が申請した訓練事業者の適否を検討し選定する	37
訓練事業者をあらかじめ選定しており、補助犬希望者はその中から選定するようにしている	3
その他(対応未定 等)	15

[聴導犬]	自治体数
補助犬希望者が申請した訓練事業者の適否を検討し選定する	37
訓練事業者をあらかじめ選定しており、補助犬希望者はその中から選定するようにしている	3
その他(対応未定 等)	15

⑧補助犬希望者から育成事業等の申請を受けて助成を決定する場合、利用者に提供されるサービスの具体的な内容・範囲・費用負担等についての説明はどのように対応していますか。

	自治体数
口頭で説明している	22
文書で説明している	20
「契約書」に明記	0
その他 ※	19

※訓練事業者又は委託先が行うため。申請窓口である区市町村が対応。 等

⑨訓練事業者に対する指導等の状況についてお答え下さい。

	自治体数
指導監督上必要があるときに訓練事業者に報告を求めたことがある。	20
指導監督上必要があるときに訓練事業者に実地に調査を行ったことがある。	9
その他 (実施していない、定期的に報告がある 等)	32

⑩補助犬使用者又は住民等から補助犬に関する相談、苦情があった場合の県(市)の相談窓口はどこが対応しますか。

	自治体数
補助犬を担当する課・室	48
委託先の担当者	5
その他 ※	8

※県及び委託先が連携。更生相談所に窓口設置。等

⑪補助犬使用者又は住民等からの補助犬に関する相談、苦情について、市町村又は福祉事務所等で対応できる体制となっていますか。

	自治体数
体制を整えている	11
体制を取っていないので本庁で対応している	44
その他 ※	6

※委託先が対応。県・委託先で対応。本庁対応が基本。等

⑫補助犬法の施行により、補助犬に対する社会の理解は進んだと思いますか。

	自治体数
進んだ	49
以前と変わらない	8
以前より悪くなった	0
分からない	4

⑬補助犬法について住民の理解を得るために、これまで取り組んだ主な活動を記入してください。

	(件)
ポスター・リーフレット、ステッカー等印刷物の掲示、配布	38
啓発物品の配布	9
自治体広報誌等での広報	24
テレビ、ラジオ、新聞等での広報	18
ホームページでの広報	8
セミナー、シンポジウム等の開催	27
企業等への協力、啓発	12
補助犬に関する質問、相談等の対応	2
その他	9

⑭補助犬法の推進を図るうえで、国、指定法人、訓練事業者に対し、意見、要望、今後見直してほしい事項などありましたらご自由にお書き下さい。

(主な意見等)

- 認定基準の明確化
- 同伴を拒否出来る要件・範囲の明確化
- 職場・学校及び住宅への受け入れ義務化
- 使用者への教育(使用者の義務、マナー等)
- 訓練士の育成及び技術向上
- 補助犬育成事業における基準単価の提示
- 使用者及び訓練事業者に対する支援の強化
- 介助犬・聴導犬訓練事業(第二種社会福祉事業)の実施基準の明確化
- 啓発活動の増強(質及び量)
- 補助犬受け入れ拒否に対する指導方法・罰則の検討

(注意) アンケート結果の数値は、回答内容をそのまま集計したものです。

## 補助犬の受け入れ等に関する調査 - 研究

## 1. 受け入れに関する「業種間」比較 [平成15年10月]

有効回答数（回答率） ホテル：151件（51%）  
 飲食店：78件（26%）  
 病院：130件（29%）  
 旅館：65件（15%）  
 [全体]：424件（29%）

	ホテル	飲食店	病院	旅館
法律内容をよく知っている	54%	53%	26%	22%
補助犬を自施設に受け入れる（法施行前→法施行後）	78% →95%	58% →88%	29% →74%	25% →49%
受け入れ拒否罰則は不要	71%			

	法施行以前も受け入れる	法施行以後は受け入れる
「法律内容をよく知っている」施設	71%	→ 95%
「法律の名称は知っている」施設	42%	→ 77%
「何も知らない」施設	21%	→ 49%

\*資料：日本心理学会第68回大会発表（甲田・下重、2004）

2. 受け入れに関する「業界間」比較 [平成16年11月]

調査対象 (15業種)	質問項目			
	A	B	C	D
デパート	○	○	○	○
鉄道	○	○	○	○
ホール	○			
遊園地	○			
航空会社				○
バス	○		○	
コンビニストア				
スーパーマーケット				
病院	△			
ホテル				
タクシー				
教育機関	△	△	△	△
医院	△	△	△	
飲食店		△	△	
旅館	△	△	△	△

○：肯定的回答が多い

△：否定的回答が多い

[質問項目]

A：補助犬の受け入れの可否

B：身体障害者補助犬法の知識の有無

C：補助犬受け入れ対応策の有無

D：補助犬への対応の知識の有無

有効回答数（回答率）： 549件（21%）

		全業種	
A	補助犬を現在受け入れている	52%	
B	法律	内容まで知っている	26%
		名称程度は知っている	46%
C	受入れの対策を行っている	40%	
D	補助犬への対応を知っている、まあ知っている	69%	

\*資料：第2回日本獣医内科学アカデミー総会発表（甲田・松中、2005）



### 3. 補助犬受け入れの意識調査 [平成16年11月]

- ・ ホテル、病院、飲食店等〔21種〕の施設に補助犬がいることについての受け入れ態度等を問うたもの。

調査対象： 20～50歳代の男女800名（各年代、性別100名づつ）

対象施設： ホテル、旅館、病院、医院、飲食店、遊園地、パチンコ店、劇場・映画館、コンサートホール、美術館、博物館、デパート、スーパー、コンビニエンスストア、食品小売店、その他小売店、教育機関、飛行機、電車、バス、タクシーの21業種

	21施設全てで	11～20種の施設で	11種以上の施設で
	「賛成」または「どちらかといえば賛成」	「賛成」または「どちらかといえば賛成」	「わからない」「どちらかといえば反対」「反対」
各施設に補助犬がいることについて	36%	52%	12%

	21施設全てで	11～20種の施設で	11種以上の施設で
	「気にならない」または「あまり気にならない」	「気にならない」または「あまり気にならない」	「わからない」「あまり利用したくない」「利用したくない」
施設に補助犬がいる場合の自分自身の利用について	50%	40%	10%

\* 資料：日本社会福祉学会第53回全国大会発表資料（甲田・松中、2005）

## 検討事項

アンケート及び意見交換等を通じて得た主な意見・要望のうち、検討が必要と思われる事項

[補助犬の社会での受入れに関すること]

- 法を遵守しない場合の指導、罰則について
- 法に関する事項にかかる相談機関（体制）の整備について
- 事業所又は事務所、住宅への補助犬の受け入れ義務化について

[補助犬の普及啓発に関すること]

- 法及び補助犬に関する啓発の推進について
- 使用者の義務、マナー等の周知方法について